

令和6年度杉並区文化芸術活動助成金募集要項 (文化芸術活動事業助成金)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

つきましては本要項に基づき、令和6年度対象事業の募集についてご案内します。

[助 成 金 額] 1事業あたり 上限40万円 (補助率2/3)

[承 認 予 定 件 数] 25件程度

[事業実施対象期間] 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

[受 付 期 間] 令和6年4月15日(月)～令和6年6月14日(金)必着

[提 出 方 法] 郵送または窓口持参

※申請内容に基づき審査を行います。申請書類に不備がないか十分ご確認の上、ご提出ください。

問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟7階

電話 03-5307-0734 (直通)

Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

1 対象者

直近3年以内（令和3年（2021年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日）に、杉並区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を2事業以上実施した実績を有する個人または団体。

（1）個人の要件

申請時点で杉並区に住民登録をしていること。

※住民票、免許証、保険証等のいずれかを提出(写し可)すること。

（2）団体の要件

次の（ア）～（エ）を全て満たしていること。

（ア）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（イ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（ウ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（エ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記ア～ウが定款等に明記※されていること）

※（ア）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

（イ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

※杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても、主たる事務所所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

（3）その他注意事項

○申請者は事業を主催し、事業に要する経費を負担することが必要です。

※対象とならない例

→ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

○個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

○団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

（4）対象外となる要件

○杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する団体

○政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体

○国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体

○直近3年度に納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

2 対象事業

申請者自らが主催者となり、広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 対象期間内に、区内で実施される事業であること。

※オンラインのみで実施する事業は対象事業にはなりません。

(2) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。

(3) 以下の事業に該当しないこと。

- 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業
- 政治目的又は宗教活動を有する事業
- カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けに行う事業
- 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
- 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

3 対象期間

次の期間に杉並区内（「2 対象事業（1）」参照）で実施される事業

対象期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定（令和6年9月上旬予定）までに実施する事業については「申請書別紙」の「事前実施」欄にチェックしてください。

4 助成金額と助成予定件数

(1) 1事業当たり：上限40万円（助成対象経費の2/3）

対象経費の合計額	助成金額
① 60万円以上	40万円
② 60万円以下	対象経費の2/3

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査の上、25件程度助成します。

5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和6年4月15日(月)～6月14日(金) 必着

(2) 申請受付方法

郵送または窓口持参にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL:<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0604/1093296.html>



(3) 申請書類

以下の申請書類を各1部(A4サイズで印刷すること)提出してください。

なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

【申請書類一覧(各1部)】

①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書(第1号様式)
②	申請書別紙
③	事業計画書
④	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません。
⑤	個人で申請する場合:住民登録を証する書類(住民票、免許証、保険証等)※写し可
	団体で申請する場合: (1)「1対象者の(2)」を満たす定款又はこれに準ずる規約、会則等 <u>(2) 団体構成員名簿</u>
⑥	令和3年4月1日～令和6年3月31日に <u>区内</u> で広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料(<u>申請者が主催していることがわかる資料を2事業分</u> 提出してください。) 例: <u>主催者、事業日時、内容が分かるプログラム、チラシ等</u> 。WEB上での告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

※提出いただいた個人情報は、本助成金事業にのみ使用いたします。

6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1. 作品借料	作品借料（保険料を含む）
	2. 制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料
	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	11. 通信費	案内状送付料等
	12. 宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	13. 印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	14. 配信・記録費	収録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

※助成対象事業の実施にあたって、必要な物品の購入費（消毒液等の感染症対策用品も含む）は助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

対象外経費 (例)	○有料頒布するプログラム、収録等の作成経費	
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等	
	○自ら設置または管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料	
	○団体または個人の財産となる物品等の購入費等	
	○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）	○印紙代、振込手数料
	○飲食費	○支給品・記念品代
	○立替払いにより支払われた費用	○カラオケ代
	○助成金報告書作成経費	○USB、SDカード

7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を基に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

（主な審査基準）

- 事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性
- 区民との関わりや地域への波及効果
- 文化芸術活動としての継続性
- 上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。
 - ・「国際的・全国的に認められている活動か」
 - ・「杉並の地域で著名な活動か」
 - ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」
 - ・「社会貢献的な要素があるか」
 - ・「新規性のある活動か」

8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和6年9月上旬（予定）までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

9 失格事項（以下のいずれかに該当する場合）

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「1 対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 申請書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 申請者（申請予定者の関係者を含む。）が、審議会の設置から審査結果の通知があるまでの間、審議会委員及びこの申請に関係する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合
なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。
 - 募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
 - 現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為
 - 区が主催する審議会、意見交換会等への参加
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

10 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (5) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (6) 区が定める期間内に募集要項に定める報告書類等を提出しないとき
- (7) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

11 事業報告・領収書について

(1) 事業報告

交付決定を受けた場合は、事業終了後1か月以内に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。既に事業が終了している場合は、提出期限を別途通知します。3月に実施する事業についても、令和7年3月31日（月）までにご提出ください。

【事業終了に伴う書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑥	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

(2) 領収書

提出する領収書は以下の点に注意してください。

○宛 名：申請者名（団体で申請のときは団体名）または代表者名が記載されたものであること
（略称は不可）

※認められない例：名字だけのもの（○杉並 太郎 ×杉並）、宛名のないもの（上様も不可）、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたもの

○品 名：具体的な品名が明記されたものであること ※「お品代」は認めることはできません

○発行者：発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること（領収印が必要ない場合もありますので、P11のQ&A(Q3-2)をご参照ください。）

○日 付：事業を実施する上で適正な日付のものであること

※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。

※口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。

※事前実施の場合でも要件を満たした領収書の提出が必要になりますのでご注意ください。

12 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を基に助成金額（上限 40 万円、補助率 2/3、1,000 円未満切り捨て）を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

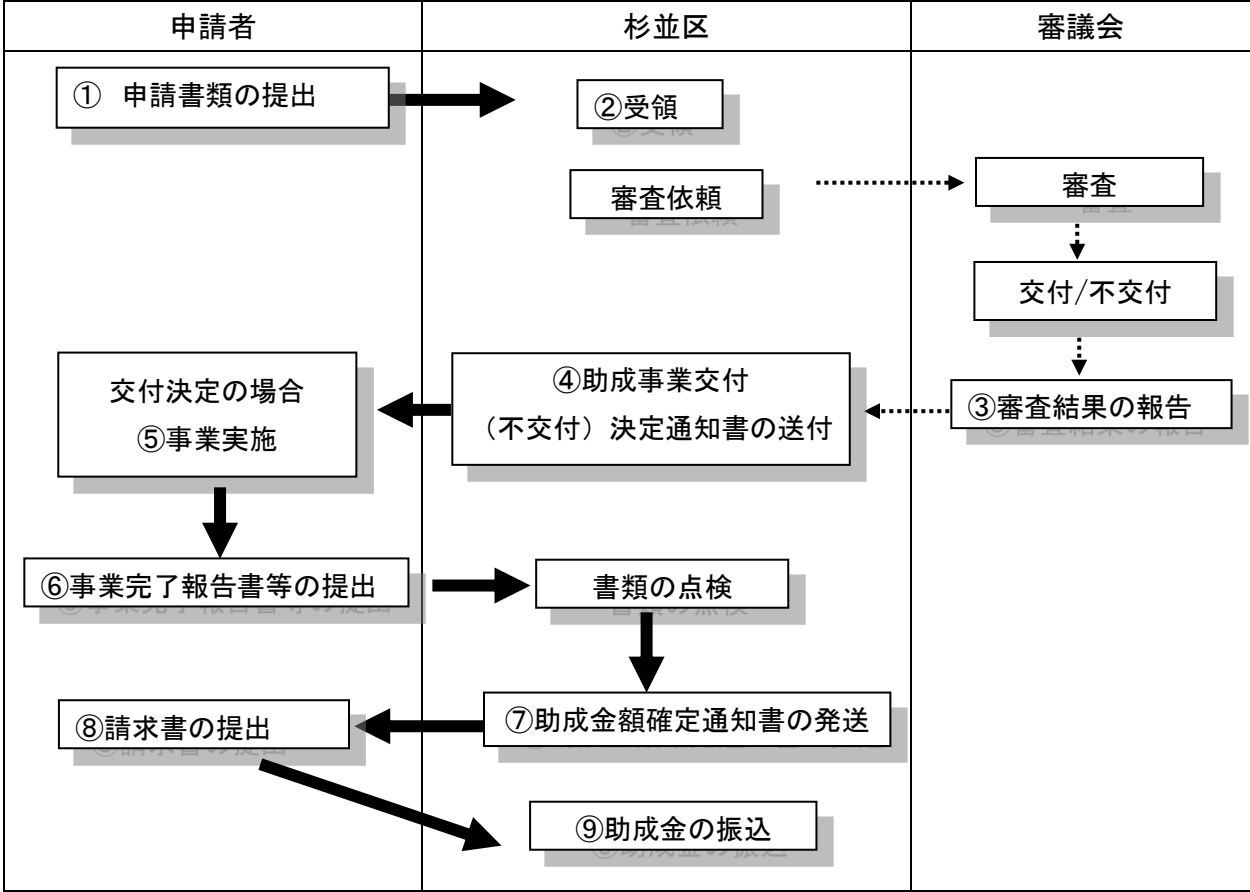
13 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を翌年度の 6 月頃に区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

★文化芸術活動助成金ロゴマーク



■助成金交付までの流れ



14 助成金 Q & A

【対象者について】

Q1-1 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-1 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-2 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-3 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-3 申請できません。

Q1-4 令和5年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-4 可能です。

Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

A1-5 対象となりません。

Q1-6 杉並区民ですが、直近の活動が令和3年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-6 対象となりません。

Q1-7 主催する事業について申請を検討していますが、令和2年4月1日～令和5年3月31日までの実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合は助成の対象にならないのでしょうか？

A1-7 事業を主催したことが要件となるため実績として認められません。複数団体で共同主催として実施した場合は対象となることがあります。

Q1-8 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-8 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会にて判断します。

Q1-9 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか？

A1-9 年齢要件はありません。

Q1-10 オンラインのみの活動実績ならありますが、認められますか？

A1-10 オンラインのみの場合も活動実績として認められますが、区内のホールや劇場・ライブハウス等、**利用料金が明示されている施設**を会場として行うライブ配信、または収録配信であること、インターネット上のWEBサイトで**不特定多数の方**が見ることができる方法で実施した事業であることを要件とします。

【対象事業について】

Q2-1 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A2-1 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限40万円）。

Q2-2 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A2-2 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q2-3 若手アーティスト文化芸術活動事業助成金も対象となる場合、同一の事業を同時に申請することは可能ですか？

A2-3 可能です。ただし、重複して採択されることはありません。

Q2-4 本助成金以外に国や民間団体の助成金の申請を予定していますが、同一事業での申請は可能でしょうか。

A2-4 国等や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても申請は可能です。ただし、区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業は対象外となります。

Q2-5 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか？

A2-5 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

Q2-6 オンラインで事業を実施しますが、助成金の対象になりますか？

A2-6 オンラインのみでは対象になりません。広く一般公衆に鑑賞させることを目的として、区内のホールや劇場等で事業を実施することが条件となります。

【事業報告・対象経費について】

Q3-1 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A3-1 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q3-3 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか？

A3-3 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q3-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q3-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A3-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q3-6 申請事業と併せて行うオンライン事業の経費も対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-6 申請事業と同一事業として行うオンライン事業に係る経費は対象経費として認められます。

【その他】

Q4-1 承認予定件数 25 件程度とありますが、先着順でしょうか？

A4-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q4-2 助成金の支払い時期はいつ頃になるのでしょうか？

A4-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q4-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A4-3 課税対象となります。